

令和4年度
事業計画



社会福祉法人 早島町社会福祉協議会

目 次

▶基本理念（P.1）

▶経営理念（P.1）

▶基本姿勢（P.1）

▶重点目標（P.2～）

○事務局

○居宅介護支援センター

○デイサービスセンター

○ホームヘルパーステーション

▶活動内容（P.4～）

I. 会務の運営

1. 役職員による法人運営（P.4）

（1）理事会の開催

（2）評議員会の開催

（3）内部監査の実施

（4）人事管理制度の推進

（5）職員の働く環境の向上^新

（6）法人間連携の推進

II. 地域福祉事業

1. 広報事業活動の推進（P.4～）

（1）社協だよりの発行

（3）第2次地域福祉活動計画の周知

（2）SNSの積極的活用による福祉情報の発信

2. 会費・寄付・募金の収受（P.5～）

（1）住民会員・会費の募集

（2）一般寄付等の受納

（3）共同募金運動の推進

3. 新たな“つながり”づくりの支援（P.5～）

（1）食や物資を通じた新たなつながりづくりの創造^新

（2）子ども食堂の協働開催の検討

（3）スマートフォン講座の開講と活用支援

4. 住民参画型生活支援活動の支援（P.5～）

（1）外出支援活動の支援

（2）暮らしの応援団活動の支援

（3）暮らしの応援カフェの運営支援

5. 福祉活動員活動の支援（P.6）

（1）福祉活動員協議会活動の支援

（2）福祉活動員育成に向けた支援

（3）民生委員との連携強化に向けた支援

6. 地区福祉活動の推進（P.6～）

- （1）高齢者給食サービス活動の推進（4）年末大掃除おたすけサービスの実施
- （2）ふれあい・いきいきサロン活動の推進（5）地区福祉活動の支援^新
- （3）夏季一斉友愛訪問活動の実施

7. 福祉啓発（教育）の推進（P.7）

- （1）地域住民への啓発活動（4）コミュニケーション麻雀の普及推進
- （2）夏のボランティア体験の実施（5）福祉啓発事業の推進
- （3）福祉教育事業の充実

8. ボランティア活動の推進（P.7～）

- （1）ボランティア保険の加入支援（4）ボランティア活動組織のあり方の検討
- （2）福祉ボランティアグループ活動の支援
- （3）ボランティア活動に関する相談・調整

9. 福祉団体活動の支援（P.8）

- （1）福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

10. 在宅福祉サービス事業の実施（P.8）

- （1）福祉有償運送事業の実施（2）福祉用具貸出事業の実施

11. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助（P.8～）

- （1）生活福祉資金貸付事業の実施
- （2）日常生活自立支援事業の実施

12. 地域福祉センターの管理運営（P.9）

- （1）施設利用の促進（2）備品・用具の貸出

Ⅲ. 介護サービス事業

1. 居宅介護支援事業の実施（P.9）

- （1）居宅介護支援事業の実施（2）介護予防居宅介護支援事業の実施

2. 通所介護事業の実施（P.9～）

- （1）通所介護事業の実施
- （2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- （3）介護保険外サービス事業の実施

3. 訪問介護事業の実施（P.10）

- （1）訪問介護事業の実施の実施
- （2）介護予防・日常生活支援総合事業の実施
- （3）介護保険等対象外サービス事業の実施
- （4）障がい福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）
- （5）障がい児者移動支援事業の実施

令和4年度早島町社会福祉協議会事業計画（案）

▶本会の基本理念

お互いが支えあい 安心して 幸せに暮らせる
住みよい地域をつくります

▶本会の経営理念

本会役職員は、基本理念に則り地域福祉事業の推進と介護保険事業等の充実・発展を図るとともに、安定した法人運営を心がけてまいります。

▶本会の基本姿勢

社会機能維持者が所属する本会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、手指消毒器・非接触式電子温度計・飛沫防止アクリル板などを必要箇所に設置し、住民の皆さんが安心して本館を利用できるよう努めています。職員は、全員新型コロナウイルスワクチンの3回の接種を済ませました。介護サービスを利用していただく皆様に、「安全・安心」を提供いたしたく引き続き感染対策を強化します。

また、長期化しているコロナ禍において、停滞している「支え合い活動」や孤立している「人」を、今年度も今までにない工夫をもって対応しなければならないと考えています。そこには、継続してきた支援方法や制度だけでは支えきれない様々な地域課題が生まれているからです。

社会福祉協議会は、他機関・多職種・地域住民やボランティアの皆さんとの協働は勿論、時には、市区町村を越えた広域的な動きが必要になることも視野に入れ、一人も取り残すことのない地域づくりを目指します。

本会介護事業部については、介護サービスを利用いただいている方々に対し、高い公共性と倫理性、更にはスキルの高い介護技術の提供を旨とし、利用者様の笑顔をお守りできるよう努力します。

小さなまち早島町の社会福祉協議会だからできる強み（サービスを利用する方々の意向を十分に取り入れた尊厳ある介護計画）、本会独自のきめ細かな介護サービスを考え、ご本人やご家族に喜んでいただけるよう日々心がけ支援させていただきます。

組織経営については、専門家からの経営分析・改善方略についてアドバイスをいただきながら、サービス利用者獲得のための広報活動を更に強化し、数年続いている経営難からの脱却を目指します。

○事務局重点目標

1 第2次地域福祉活動計画の周知と推進

民間福祉の行動計画である『はやしまほっとプラン2』の計画内容について、コロナ禍で初年度に進まなかったに住民や民間団体への周知機会をつくり、協働の呼びかけを行います。

また、同計画推進2年目の取り組みとして、コロナ禍で停滞する交流活動の支援や生活困窮者をはじめとした「つながりや支援を求める人」の地域や社会との多様な“つながり”づくり、自治会や同自主防災組織と連携した日常の地域における見守り活動のあり方の検討を進めます。

2 業務推進体制の見直しと職員育成

法人運営、施設管理等の総務、労務管理や経理、地域福祉推進の業務を少人数の兼務で行う事務局において、総務業務の分担を法人全体の中で見直し、事務局業務のスリム化を進めます。また、特に経理業務の改善が課題となっており、経理処理や分担の再考と外部専門機関のチェックを受けながら堅実な経理業務推進体制を構築します。

一方で、年間を通じ様々に並行する業務の円滑な推進に向け、職員の育成（計画性や企画・調整力、文章力等）に努めます。

○居宅介護支援センター重点目標

1 介護相談機会の拡充と安定した経営に向けた体制づくり

早島町内の介護相談窓口として、積極的に相談を受ける機会を増やし、町民の皆様信頼され選ばれる事業所を目指します。同時に地域や医療機関等の関係者へ定期的に本事業所の情報発信と広報を行います。

また、今年度は、早島町との居宅介護予防支援受託事業の契約内容変更により、さらに減収が見込まれます。近年、職員の異動時の引継ぎに伴い、断続的に新規相談を受けられない状況が発生しました。恒常的に新規相談の受け入れができる体制を構築し、経営の安定化を図ります。

2 心理的安全性が高いチームづくりと業務継続計画の策定

新体制を迎え、事業所内の管理体制の再構築を行い、バーンアウトしない環境を整えます。職員間の対話を大切にしながら職員一人ずつが意欲を持ち、業務遂行が出来るチームづくりを目指します。

また、令和6年度の事業継続化計画の策定義務化に向けて、感染症や非常災害の発生時における利用者に対する支援の継続や、早期の業務再開を図るための計画づくりに着手します。

○デイサービスセンター重点目標

1 広報活動の強化と職員体制の見直しによる収支状況の改善

新たなパンフレットやPR用チラシを作成し、他事業所居宅介護支援センターや地域に向けた広報活動を強化し、新規利用者獲得につなげます。

また、昨年度末には、職員体制の見直しを行いました。

職員一人一人の仕事の技術や完結する力の向上を目指し、デイサービスセンター利用者やご家族が安心してサービスを利用していただき、延いては、利用者の増加すなわち収入増に繋げるよう努めます。

2 利用者の満足度の向上と働きやすい職場環境の整備

感染予防を講じながら、現在中止している活動を、時期をみて再開し、望まれる活動やプログラムを少人数ごとに提供するなど、サービスを利用いただいている方々が活気を取り戻し、満足していただけるよう努めます。

また、続いている感染症対策で、常にストレスや肉体的疲労を感じている職員の心身の健康が保てるよう、他部署の力をかりながら、職場環境の整備を図ります。

○ホームヘルパーステーション重点目標

1 広報活動強化による新規利用者の獲得と人材の確保

着手できていないパンフレットの見直し、ホームページの更新などを早急に行うと共に、広報チラシを作成し、住民及び近隣の居宅介護事業所等に配布し、新規利用者の獲得に努めます。それに伴い、サービス利用者の増加や様々なニーズに対応すべく、登録ホームヘルパーの募集ポスターやチラシを作成し、安定したサービスが提供できるように努めます。

また、前年度に引き続き、福祉活動員の研修や福祉教育に参画し、地域連携を図ると共に、早島町ホームヘルパーステーションの認知度の向上に努めます。

2 感染症の拡大防止と職員研修の充実

刻々と変化する新型コロナウイルス感染症の情報収集を常に意識し、ホームヘルパー間や他セクションとも情報を共有すると共に、状況に応じた対策や職員研修を行い、サービス利用者に安心してサービスを受けていただけるよう努めます。

また、ホームヘルパー定例会の研修内容を充実します。同時に個別指

導も行い、ホームヘルプサービスのさらなる技術の向上を目指します。

▶活動内容

I. 会務の運営

1. 役職員による法人運営

(1) 理事会の開催

企業経営の視点に立った意思決定機関としての責任体制を明確化し、理事会で十分な審議を行う。重要課題については、理事数人が参加する「理事幹事会」において、課題の基本事項について意見交換し、方向性を打ち出し、理事会に諮る。

また、理事・監事の早島町社会福祉協議会への理解を広くまた深くすることを目的に、適宜「理事懇談会」を開催する。

(2) 評議員会の開催

財産状況や役員の実務執行状況について、役員に対し意見を述べるとともに、法人の重要事項についての議決機関としての審議を行う。

(3) 内部監査の実施

社協全般の実務執行状況や、法人の財産状況の監査を受け、経営状況の把握や法人運営改善を行う。

(4) 人材育成の推進

職務基準書や職員ごとの行動評価、目標到達に向け、人材育成を進めるとともに、外部専門業者を交えた評価者研修や調整会議を実施し、適正な人事評価作業を行う。

(5) 職員の働く環境の向上^①

令和4年4月に本事業所に義務化されるパワーハラスメント対策として、3年度に改定された相談窓口担当者配置などの改定職員就業規則の周知を図る。セクシュアルハラスメント、妊娠・出産に関するハラスメントについては、順次職員就業規則に盛り込む。

(6) 法人間連携の推進

社会福祉法人に求められる地域貢献活動の具体化に向け、町内の同法人と連携した取り組みが行えるよう、事務局として連絡協議会の運営及び活動調整を行います。

II. 地域福祉事業

1. 広報事業活動の推進

(1) 社協だよりの発行

町民に対する社協活動や住民福祉活動等の情報提供手段として、広報誌はやしま福祉情報「社協だより」を年4回発行する。

(2) SNSの積極的活用による福祉情報の発信

ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の発信媒体を増やし、本会の事業活動状況や町内の福祉活動の積極的かつ効果的な発信を行う。

(3) 第2次地域福祉活動計画の周知

「はやしまほっとプラン2」の周知や更なる住民参画促進を目的に、地域や関係団体等へ出向き、同計画内容や進捗状況を発信する。

2. 会費・寄付・募金の収受

(1) 住民会員・会費の募集

地域住民や法人等へ任意での会費の募集を行う。

(2) 一般寄付等の受納

一般寄付・満中陰志を受納し、ほほえみ基金の原資として基金積み立てを行い、浄財は「社協だより」などの情報提供事業等に活用する。

(3) 共同募金運動の推進

「福祉活動の財源確保」を目的に、10月に「赤い羽根共同募金運動」、12月に「歳末たすけあい募金運動」を実施する。

3. 新たな“つながり”づくりの支援

(1) 食や物資を通じた新たなつながりづくりの創造^①

『ほっとけんネット早島』の事務局として、生活に困窮する方へ向けた「フードバンク活動」に加え、物資提供ができる環境整備を行い、他機関や住民協働の生活困窮者支援活動や活動を通じた生活困窮者の生活課題の把握と関係機関と連携した支援を行う。

(2) 子ども食堂の協働開催の検討

新型コロナウイルスの感染状況を勘案しながら、岡山県や町内の支援機関や団体と子どもの居場所づくりを目的とした「子ども食堂」の開催の可能性を模索する。

(3) スマートフォン講座の開講と活用支援

急激に普及が進むスマートフォンの操作習得支援の機会を創出するとともに、受講生を中心としたデジタルによるつながりづくりの支援を行う。

4. 住民参画型生活支援活動の支援

(1) 外出支援活動の支援

住民登録運転手やボランティア参画を得て、福祉車両による移動支援やサロン送迎活動の外出支援活動のあり方の検討や活動支援を行う。

(2) 暮らしの応援団活動の支援

ゴミ出しや買い物支援など、高齢者世帯等における生活課題に住民主体で対応する『暮らしの応援団』活動の支援や調整、活動者募集を行う。

(3) 暮らしの応援カフェの運営支援

ゴミ出しや買い物等の町民同士の支え合いの活動について、「はやしまほっとプラン2」の指針の検証と試行を住民目線で行いながら、現実的な生活支援活動を模索する茶話会の運営支援を行う。

5. 福祉活動員活動の支援

(1) 福祉活動員協議会活動の支援

福祉活動員による主体的な地区活動を支援する「福祉活動員協議会」の事務局として同会の運営支援を行い、地区別福祉マップの作成や地域二一ズの共有など、地区の実情にあった活動の推進に努める。

(2) 福祉活動員育成に向けた支援

「福祉活動員協議会」と協働で、福祉知識や技術の習得、体験活動等の研修の機会を設け、福祉活動員の関連知識や活動意欲の向上と具体的活動の促進を図る。

(3) 民生委員との連携強化に向けた支援

各地区での民生委員と福祉活動員の連携強化に向け、両委員協議会と協働で、事例等を通じて見守りの必要性を考える、町域における「見守り推進会議」を定期的を開催する。

6. 地区福祉活動の推進

(1) 高齢者給食サービス活動の推進

地区内で食事の準備などが困難な、独居高齢者等を対象として、食事とふれあい交流の場を提供する「給食ボランティアグループ」への食材費等の助成や活動の支援を行う。

(2) ふれあいいきいきサロン活動の推進

地区内での気軽なふれあい交流や仲間づくりができる「たまり場」づくりの普及に努める。活動グループに対し、助成・助言を行うとともにサロン活動の更なる普及や活性化を目的とした研修会を開催する。

(3) 夏季一斉友愛訪問活動の実施

概ね70歳以上の高齢者等を対象に、民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で、熱中症予防啓発と関係づくりを目的に全地区一斉

の友愛訪問活動を行う。

(4) 年末大掃除おたすけサービスの実施

各地区の75歳以上の高齢者世帯や身体障がい者世帯の年末大掃除作業を、民生児童委員協議会、福祉活動員協議会と協働で行う。作業を行う「おたすけ員」として、地区民生委員や福祉活動員以外にも地区住民へ福祉活動の機会として協力を求める。

(5) 地区福祉活動の支援^⑨

福祉活動モデル地区を中心に「福祉のまちづくり」に主体的に取り組む自治会や団体に対し、地区福祉活動のあり方の検討や具体的活動及び活動費の支援を行う。

また、自治会の防災組織と連携した日常の地域におけるいわゆる「災害弱者」に対する見守り活動のあり方の検討を進める。

7. 福祉啓発（教育）の推進

(1) 地域住民への啓発活動

地域住民からの要請や様々な機会を捉えて、福祉等について啓発活動を行う。

(2) 夏のボランティア体験の実施

中学生以上を対象に、夏季休暇期間を活用したボランティア体験の場を設定し、他者とのふれあいの中から「福祉のこころ」を育成する。

(3) 福祉教育事業の充実

教育委員会と連携し、早島小学校や早島中学校が行う総合的な学習の時間を活用し、地域の団体の協力を得ながら福祉教育の支援を行う。

(4) コミュニケーション麻雀の普及推進

介護予防啓発や地区交流活動の活性化を目的に、コミュニケーション麻雀を楽しむ場づくりや普及員の養成を行う。

(5) 福祉啓発事業の推進

地域住民への福祉啓発を目的に福祉当事者やボランティアグループの協力を得て、「福祉映画会」「障がい者作品展」等のイベント事業を行う。

8. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア保険の加入支援

安心してボランティア活動ができるよう、ボランティア活動者の傷害や、賠償責任などについて補償するボランティア活動保険の加入促

進を図る。

(2) 福祉ボランティアグループ活動の支援

ボランティア団体の活動支援と活動費の助成を行う。

<主な助成グループ>

パソボラはやしま、はやしま朗読ボランティア福来朗、日曜大工ボランティアとんかち、コミュニケーション麻雀を広める会、運転ボランティアくるりん等

(3) ボランティア活動に関する相談・調整

「ボランティアをしたい方（団体）」や「求める方（団体）」の相談対応や、各種福祉団体活動を支援するプログラムの調整等、ボランティア活動の活性化に向けた支援を行う。

(4) ボランティア活動組織のあり方の検討

会員減少による活動の停滞や縮小化、グループ運営の中心を担う役員の負担軽減を目的に、各グループへのヒアリングや意見交換の機会を設け、活動組織のあり方を検討する。

9. 福祉団体活動の支援

(1) 福祉当事者団体・福祉団体活動の支援

当事者団体の活動支援と活動費支援を行う。

<主な助成グループ>

早島町身体障がい者福祉協会、早島つばさの会、ブロンズクラブ、早島保護司会、早島町更生保護女性会等

10. 在宅福祉サービス事業の実施

(1) 福祉有償運送事業の実施

公共交通機関を自力で利用できない高齢者や障がい者の玄関から目的地までの福祉車両による移動サービスを、タクシー料金の概ね半額相当の利用料で実施する。

(2) 福祉用具貸出事業の実施

「おたすけ福祉用具貸出サービス」の呼称で、貸出希望者の状況を踏まえ福祉用具を貸出し、使用方法等の相談・助言を行う。また、福祉教育活動や地域活動への貸与を行う。

11. 福祉相談及び福祉サービスの利用援助

(1) 生活福祉資金貸付事業の実施【岡山県社会福祉協議会受託事業】

低所得者世帯の経済的自立や、身体障がい者世帯の生活意欲の助長促進及び、在宅福祉・社会参加促進のために必要な資金を貸付けるため生活福祉資金貸付に関する相談受付と県社協への申請や償還事務指導を行う。

(2) 日常生活自立支援事業の実施【岡山県社会福祉協議会受託事業】

判断能力が低下した方の福祉サービス利用援助や、日常的な金銭管理をサポートする「日常生活自立支援事業」の相談受付や県社協への申請、専門員及び生活支援員による援助等を行う。

1 2. 地域福祉センターの管理運営

(1) 施設利用の促進

町内の地域福祉活動拠点として、福祉関係者を中心にセンター内の施設の貸し出しと管理運営を行う。

(2) 備品・用具の貸出

町内の地域福祉活動の活性化のため、福祉活動に役立つ備品等（レクリエーション用具・機材）の貸し出しを行う。

Ⅲ. 介護サービス事業

1. 居宅介護支援事業の実施

(1) 居宅介護支援事業の実施

要介護認定者を対象に、在宅での介護サービスや保健・医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、心身の状態やご家族の希望を受け、「ケアプラン」を作成する。また、介護サービス事業者との連絡調整や、サービス利用料の上限管理、要介護認定申請の代行などの業務を行う。

(2) 介護予防居宅介護支援事業の実施【早島町受託事業】

要支援認定者を対象に、在宅での介護予防サービスや保健・医療・福祉サービスが適切に利用できるよう、心身の状態やご家族の希望を受け、「介護予防プラン」を作成する。また、介護予防サービス事業者との連絡調整や要介護認定申請の代行などの業務を行う。

2. 通所介護事業の実施

(1) 通所介護事業の実施

要介護認定者を対象に、介護が必要な高齢者の心身の機能の悪化を防止し、介護が必要な状態になっても、自宅での生活が出来るよう、趣味活動や人と交流のある生活を維持するとともに、介護者の心身の負担を軽減する。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

要支援認定者を対象に、機能訓練や社会交流を通じて、自立へ向けた心身の機能維持や向上を目的とした支援を行う。

(3) 介護保険外サービス事業の実施

利用登録者を対象に、社会参加の促進と生き甲斐づくりを目的に、介護保険外の事業として、入院・入所中の方の短時間の利用の受け入れや、心身の特別な状況や閉館等特別な事由による自宅入浴困難者への入浴対応を行う。日帰り旅行は、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策の観点から実施しない。

3. 訪問介護事業の実施

(1) 訪問介護事業の実施

要介護認定者を対象に、心身の状況に応じ、安心して自立した日常生活が送れるよう支援するサービスで、ケアプランに基づいて身体介護（入浴介助、排泄、食事の援助など）や生活援助（調理、掃除、買い物など）、日常生活全般の支援を行う。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施

同サービス事業対象者を対象に、自立に向けた生活機能の向上を目的とした支援を行う。

(3) 介護保険等対象外サービス事業の実施

介護認定または障がい福祉サービスの認定を受けているが、支給限度額超過や制度上サービス提供ができない内容に対し、身体介護や生活援助を行う。また、その他必要と認めた方への援助を行う。

(4) 障がい福祉サービス事業（居宅介護・重度訪問介護）の実施

障がい・心身の状態に配慮した身体介護・家事援助など、日常生活全般の支援を行う。

(5) 障がい児者移動支援事業の実施

外出移動が困難な障がい児者の方に対し、自立生活・社会参加の促進を目的に、生活上必要な外出の移動支援を行う。